

(写)

岐 賃 審 発 第 13 号

令和 8 年 8 月 25 日

岐 阜 労 働 局 長

原田 浩一 殿

岐阜地方最低賃金審議会

会 長 栗山 知



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

令和 8 年 7 月 1 日付け岐労発基 0701 第 3 号をもって最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 2 1 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

記

- 1 岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金（平成 2 0 年岐阜労働局最低賃金公示第 4 号）
- 2 岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金
（平成 2 0 年岐阜労働局最低賃金公示第 2 号）
- 3 岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金
（平成 2 0 年岐阜労働局最低賃金公示第 3 号）

- 1 下記の岐阜県の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金
(平成20年岐阜労働局最低賃金公示第2号)

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金
(平成20年岐阜労働局最低賃金公示第3号)

- 2 下記の岐阜県の特定最低賃金の改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかった。

岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金 (平成20年岐阜労働局最低賃金公示第4号)